

令和4年度

女性相談の概要

(令和3年度実績)

秋 田 県 女 性 相 談 所
(配偶者暴力相談支援センター)
秋 田 県 陽 光 園

目 次

I	女性相談所の概要	
	所在地	1
	沿革	1
	職員構成	2
	施設規模	2
1	業務内容	3
	(1) 相談	3
	(2) 調査及び判定	3
	(3) 指導・援助	3
	(4) 一時保護及び一時保護委託	3
	(5) 婦人保護施設への措置	3
	(6) 啓発活動	3
	(7) 苦情解決処理体制	3
	(8) 配偶者暴力相談支援センター機能	3
2	令和4年度事業計画	4
3	相談・保護事業の流れ	5
4	女性相談員の配置状況	5
II	相談の状況	
1	主訴別相談受付状況	6
2	経路別相談受付状況（実人員）	7
3	年齢別・主訴別相談受付状況（実人員）	8
4	相談の処理状況（実人員）	9
5	結婚歴有無別・子ども有無別相談受付状況（実人員）	9
6	年度別相談の推移	
	(1) 女性相談所	
	①経路別（実人員）	10
	②主訴別	11
	③処理別	12
	(2) 女性相談員	
	①経路別（実人員）	13
	②主訴別	14
	③処理別	15
7	医学的判定・心理学的判定の状況	16

III	一時保護の状況	
1	一時保護の実績	17
2	経路別	18
3	主訴別	18
4	処理別	19
5	年齢別	19
6	地域別	20
7	令和3年度入所期間別人員の内訳	20
IV	配偶者暴力相談支援センターの概要	
1	配偶者暴力相談支援センターの設置状況	21
2	配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況(延人員)	22
	(1) 相談件数	22
	(2) 各配偶者暴力相談支援センター別相談件数	22
	(3) DV防止法に基づく対応等	23
	(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数	24
	(5) 障害を持つ被害者からの相談件数	24
	(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数	24
	(7) ストーカー行為等に関する相談件数	24
V	各事業の実施状況	
1	令和3年度出張心理相談実施状況	25
2	令和3年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況	25
3	関係機関連携及び啓発活動	26
VI	陽光園(婦人保護施設)の概要	
1	陽光園の概要	27
2	入園者の状況	28
	(1) 入・退園者状況	28
	(2) 令和3年度月別入・退園者状況	28
	(3) 入園の理由	29
	(4) 年齢	29
	(5) 学歴	29
	(6) 入園前の職業	30
	(7) 婚姻等の状況	30
	(8) 在園期間	30
3	一時保護の受託実績	31
4	苦情受付状況	31

I 女性相談所の概要

所在地 秋田市手形住吉町4番26号

電話 事務用 018-832-2534 (FAX共用)
相談専用 018-835-9052
(DVホットライン) 0120-783-251

沿革	昭和31年 5月24日	「売春防止法（法律第118号）」制定。
	昭和32年 1月 1日	秋田県婦人相談員（非常勤）4名を発令。北秋田、秋田、平鹿、秋田市の各福祉事務所に配置。
	昭和32年 4月 1日	「売春防止法」施行。 秋田県婦人相談所を秋田県社会福祉会館内（秋田市西根小屋町上丁1番地）に設置（職員6名）。
	昭和33年 6月 1日	婦人相談所を旧県立中央病院榎山病棟（秋田市榎山虎の口新町4番地）に移転。婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設。
	昭和37年10月 1日	婦人相談所を秋田市榎山虎の口新町4番地に新築し、移転。
	昭和42年 5月 1日	住居表示が秋田市南通亀の町14番23号に変更。
	昭和48年 4月 1日	婦人保護施設「秋田県陽光園」の運営を秋田県母子寡婦福祉連合会に委託。
	昭和50年11月 1日	婦人電話相談室を開設。
	昭和52年 6月10日	現在地（秋田市手形住吉町4番26号）に秋田県母子福祉総合センターを新築。秋田県婦人相談所（一時保護所、婦人電話相談室を含む。）及び婦人保護施設「秋田県陽光園」が移転、入居。
	平成12年 4月 1日	秋田県婦人相談所を秋田県女性相談所に改称。 秋田県女性緊急一時保護事業を開始。
	平成13年 4月13日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（法律第31号）」（以下「DV防止法」という。）制定。
	平成14年 4月 1日	「DV防止法」のうち「配偶者暴力相談支援センター」（以下「DV相談支援センター」という。）に係る事項が施行。 DV相談支援センターを県内10か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、鷹巣阿仁福祉環境部、由利地域振興局、仙北地域振興局、雄勝地域振興局、中央男女共同参画センター）に設置。 夜間、休日の電話相談を開始。電話相談員（非常勤）3名を配置。 心理判定職員（非常勤）1名を配置。
	平成14年 9月18日	「DV防止法」第3条第3項に基づく一時保護委託事業を開始（秋田県女性緊急一時保護事業を移行）。
	平成14年11月29日	建物内部を改装し、一時保護所の定員を10名から22名に変更。
	平成15年 4月 1日	一時保護所担当職員（保育士、非常勤）1名配置。 相談電話にDVホットライン（フリーダイヤル）を設置。
	平成16年 4月 1日	大館、由利、仙北の各福祉環境部に女性相談員（非常勤）各1名を配置。
	平成16年 8月16日	「婦人相談所における人身取引被害者への対応について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）。
	平成17年 4月 1日	DV相談支援センターを8か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、由利地域振興局、仙北地域振興局、中央男女共同参画センター）に変更。 女性相談所に心理判定員1名を配置。 「人身取引被害者の一時保護の委託について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）。
	平成17年度内	Eメール相談開始。
	平成18年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定。
	平成18年 4月 1日	一時保護所に宿・日直専門員（非常勤）3名を配置。 山本福祉事務所に女性相談員（非常勤、家庭相談員兼務、H26.4.1～専任）を配置。
	平成19年 4月 1日	一時保護所に学習室を設置。定員を20名に変更。 DV相談支援センターを6か所（女性相談所、北・山本・中央・南の各福祉事務所、中央男女共同参画センター）に変更。
	平成21年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」策定。
	平成22年 4月 1日	看護師（非常勤）1名を配置。
	平成23年 4月 1日	専門員1名、女性相談支援員（非常勤、H23.4.1～25.3.31）1名を配置。
	平成24年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画」策定。
	平成25年10月 3日	「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（法律第73号）」の施行により、「婦人相談所その他適切な施設がストーカー行為等の相手方への支援に努めなければならないこと」が明記された。
	平成27年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画」策定。
	令和 2年 3月	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第5期基本計画」策定。

職員構成（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

所長	副主幹兼班長	副主幹	専門員	主査	主事	非常勤職員									合計	
						女性相談員	保育士	看護師	心理判定職員	栄養士	電話相談員	宿・日直専門員	宿直専門員	専任当直員		嘱託医
1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	3	1	職員 23 うち非常勤 16

施設規模

1	敷地面積		1,058.73 m ²
2	名称	秋田県母子福祉総合センター	884.52 m ²
3	建物	女性相談所	1階 288.36 m ²
		女性相談所	2階 288.36 m ²
		陽光園（婦人保護施設）	3階 288.36 m ²
		塔屋	4階 19.44 m ²
		雑屋建（物置）	9.94 m ²
4	収容定員	一時保護所	20名
		婦人保護施設「陽光園」	16名

1 業務内容

女性相談所は、要保護女子の転落防止と保護更生並びに暴力被害女性の保護の実施機関であり、主な業務として電話・来所相談等による相談、調査、指導、一時保護などを行っている。特に、県内における婦人保護事業及び配偶者暴力相談支援の中核として、福祉事務所、女性相談員、婦人保護施設その他の関係機関相互の連携と調整などの業務を行っている。

(1) 相談

夫婦関係や家庭の問題など、日常生活で問題を抱えている女性からの来所、電話、Eメール等による相談に応じ、問題解決に向けて必要な情報提供や援助を行う。

(2) 調査及び判定

要保護女子等の早期発見、転落の未然防止及び保護更生を図るため、性行及び環境等について必要な調査を実施するとともに、具体的な支援を決定するため、必要に応じて心理学的判定を行う。

(3) 指導・援助

相談者の持つ個々の問題解決に向けて、各関係機関や他都道府県の婦人相談所と緊密な連携を図り、他法他施策の支援も活用し援助を行う。

(4) 一時保護及び一時保護委託

必要と認められるときは、本人の希望により一時保護を実施し、要保護女子又は暴力被害女性の心身の安全・安定を図り、日常生活上の援助や問題解決に向けた支援を行う。

(5) 婦人保護施設への措置

女性相談所で一時保護した女性のうち長期的な援助が必要な者には、本人の希望により婦人保護施設に入所させ、生活指導、職業指導等を実施し自立を支援する。

(6) 啓発活動

関係機関や地域住民に対して女性相談所の事業や活動内容を周知し、婦人保護事業への理解の促進に努めるとともに、配偶者等による暴力の防止と被害者への支援の必要性について啓発を行う。

(7) 苦情解決処理体制

女性相談所の事業内容や業務に対する意見や苦情等を把握し、業務の改善に努める。また、一時保護所利用者については、意見箱の設置などにより要望等を把握し、処遇の改善を図る。

(8) 配偶者暴力相談支援センター機能

配偶者等から暴力を受けた被害者からの相談に応ずるとともに、保護命令の制度や自立支援のための情報を提供し、被害女性の保護と心身の健康を回復するための援助等を行う。

また、県内の各福祉事務所等に設置された配偶者暴力相談支援センターと連携し、業務の調整を行う。

2 令和4年度事業計画

※相談所主催の会議（新型コロナウイルス感染症の状況による）

- ・DVネットワーク会議
- ・女性相談員・婦人保護事業担当者会議

※巡回相談活動（新型コロナウイルス感染症の状況による）

- ・出張心理相談

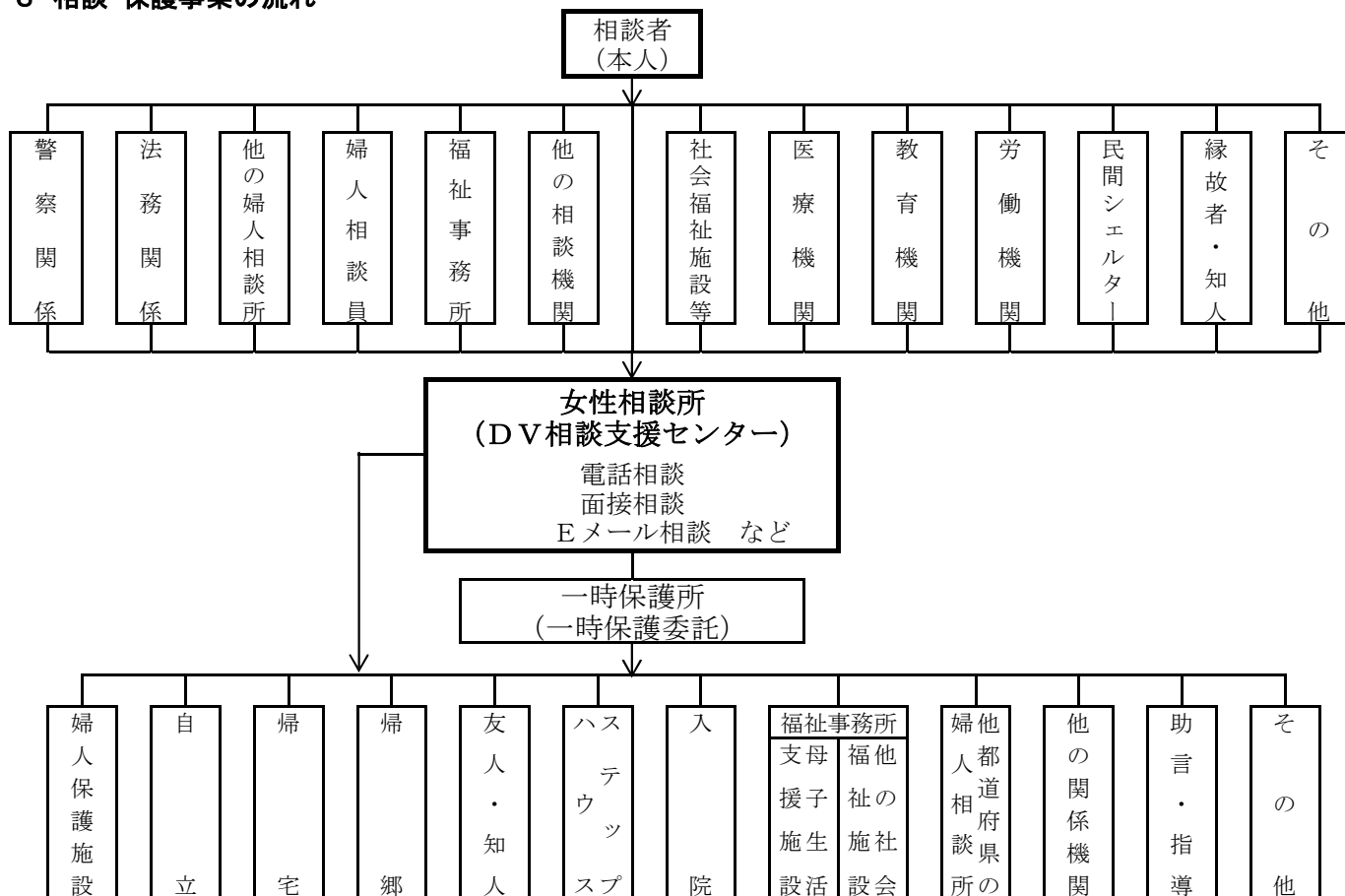
※他県で開催される会議（新型コロナウイルス感染症の状況による）

- ・北海道・東北六県婦人保護研究協議会
- ・全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- ・北海道・東北ブロック婦人相談所長会議
- ・全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

※その他所内定期開催

・処遇会議	毎 週：火曜日
・合同ケース検討会	毎 月：最終週
・電話相談員研修会	奇数月：第3木曜日
・宿・日直専門員研修	偶数月：第3月曜日

3 相談・保護事業の流れ



4 女性相談員の配置状況

女性相談員の業務

女性相談員は、要保護女子及びDV被害者等の早期発見に努め、広く相談に応じ、問題解決に向けて必要な助言・指導を行う。

	配置課所の名称	電話	担当区域	人数
1	女性相談所	018-835-9052 0120-783-251	県内全域	1
2	北福祉事務所 (北秋田地域振興局大館福祉環境部)	0186-52-3951	大館市・鹿角市・小坂町	1
3	(北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部に駐在)	0186-62-1256	北秋田市・上小阿仁村	1
4	山本福祉事務所 (山本地域振興局福祉環境部)	0185-55-8020	能代市・藤里町・八峰町・三種町	1
5	中央福祉事務所 (秋田地域振興局福祉環境部)	018-855-5175	男鹿市・潟上市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村	1
6	(由利地域振興局福祉環境部に駐在)	0184-22-4120	由利本荘市・にかほ市	1
7	南福祉事務所 (平鹿地域振興局福祉環境部)	0182-32-3294	横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村	1
8	(仙北地域振興局福祉環境部に駐在)	0187-63-3403	大仙市・仙北市・美郷町	1
9	秋田市子ども未来センター	018-887-5698	秋田市	2
計	県：8か所8人 市：1か所2人			10

II 相談の状況

1 主訴別相談受付状況

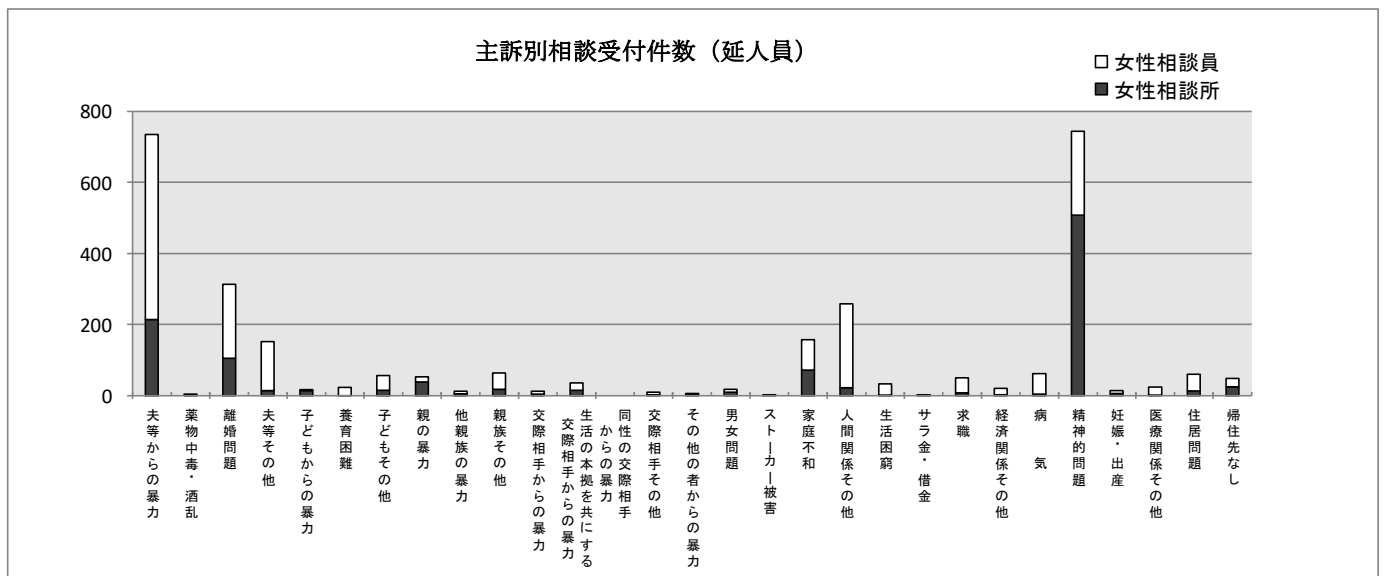
令和3年度の相談受付件数は延べ2,988件で、前年度に比べて126件、約4.0ポイント減少している。

実人員件数あたりの相談で最も多いのは夫等からの暴力で全体の約21.8%を占めている。次いで精神的問題、離婚問題の相談件数が多くなっている。

(単位：件)

区分	主訴別	人間関係																	経済関係					医療関係			住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計												
		夫等				子ども			親族		交際相手								生活の本拠を共にする 交際相手からの暴力	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金									求職	その他	病	精神	妊産							
		夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	生活の本拠を共にする 交際相手からの暴力	その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他																						生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病	精神	妊産
		来所	訪問	電話	夜間・休日	Eメール	小計	来所	訪問	電話	夜間・休日	Eメール	小計	来所	訪問	電話	夜間・休日	Eメール																						小計	来所	訪問	電話	夜間・休日	Eメール	小計
女性相談所	来所	48	1	12	3	1		8			5					1	4	1							3			1	8							96										
	訪問																																													
	電話	46		45	6	11	11	11	3	7	2	3	3	4	3	2	45	6		2	2	3	63	4		5	4								291											
	夜間・休日	22	2	15	5	2		2	6	2	5	2			7	14	11		1	6		38	1		1	1									143											
	Eメール	5		1				1			3	1				1	1	1				2		1											17											
小計	121	3	73	14	14		13	26	5	15	4	9	3	4	10	3	64	19	1	1	8	2	3	106	5	1	7	13						547												
女性相談員	来所	99		61	29	1	1	6	2	1	3	1	1			18	15	3		7	2	4	2			5	2								265											
	訪問	2																																	2											
	電話	94		67	47		15	30	8	5	26	1		3	1	5	34	111	7	1	11	7	24	105	5	11	13	2						633												
	夜間・休日	2																																												
	Eメール	5																																												
小計	195		128	76	1	16	36	10	6	29	2	1	5	1	5	52	126	10	1	18	9	28	107	5	11	18	4							900												
計	316	3	201	90	15	16	49	36	11	44	6	10	8	5	15	3	116	145	11	2	26	11	31	213	10	12	25	17						1,447												
女性相談所	来所	116	2	22	3	1		15			11					1	5	1								30		1	18						226											
	訪問																																													
	電話	68		66	6	11		13	15	3	7	2	3	3	4	3	2	51	7		2	2	3	244	5		11	6							537											
	夜間・休日	25	2	16	5	2		2	6	2	5	2			1	7	15	13			1	6	1	230	1		1	1							344											
	Eメール	5		1					3		6	1					1	1	1					4		1									24											
小計	214	4	105	14	14		15	39	5	18	4	15	3	5	10	3	72	22	1	1	8	2	4	508	6	1	13	25						1,131												
女性相談員	来所	325		101	62	3	1	7	3	1	8	7	21	4			27	49	24		26	9	24	3			29	18						752												
	訪問	2																																	2											
	電話	194		107	76		22	34	11	6	38	1		3	1	8	59	187	8	1	16	10	34	233	8	23	18	5						1,103												
	夜間・休日	2																																												
	Eメール	521		208	138	3	23	41	14	7	46	8	21	7	1	8	86	236	32	1	42	19	58	236	8	23	47	23							1,857											
小計	521		208	138	3	23	41	14	7	46	8	21	7	1	8	86	236	32	1	42	19	58	236	8	23	47	23							1,857												
計	735	4	313	152	17	23	56	53	12	64	12	36	10	6	18	3	158	258	33	2	50	21	62	744	14	24	60	48						2,988												

(注) 「5条違反」とは売春防止法第5条違反のことで、売春を目的として、勧誘、つきまとい、客待ち、又は広告等の方法により誘引すること。



2 経路別相談受付状況（実人員）

（単位：件）

区分		経路別		本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)		
女性相談所	来所・訪問	新規	31	7							4	2	1	1			46
		再来	24	3						8	3	4	5		1	2	50
	電 話	新規	217	5							3	15	2	2	6		250
		再来	21	1						17	2						41
	夜間・休日	新規	119	3													122
		再来	21														21
	Eメール相談	新規	14												1		15
		再来	2														2
	小 計	新規	381	15							7	17	3	3	7		433
		再来	68	4						25	5	4	5		1	2	114
計		449	19						25	12	21	8	3	8	2	547	
女性相談員	新規	241	4							15	16		5	19	5	305	
	再来	533	1	1				10	7	20	9		3	10	1	595	
	計	774	5	1				10	7	35	25		8	29	6	900	
合 計	新規	622	19							22	33	3	8	26	5	738	
	再来	601	5	1				10	32	25	13	5	3	11	3	709	
	計	1,223	24	1				10	32	47	46	8	11	37	8	1,447	
比率（％）		84.5%	1.7%	0.1%				0.7%	2.2%	3.2%	3.2%	0.6%	0.8%	2.6%	0.6%		

（注）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

（女性相談員の地域別相談受付状況）

（単位：件）

地域	新規	再来	計	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	縁故者・知人	その他	計
秋 田 市	新規	179										1		1	15	2	198
	再来	294						1	2	7				1	8		313
	計	473						1	2	7	1			2	23	2	511
北秋田地域振興局 大館福祉環境部	新規	6	1							1							8
	再来	38															38
	計	44	1							1							46
北秋田地域振興局 鷹巣阿仁福祉環境部	新規	3								1	1			1	1		7
	再来	7										1					8
	計	10								1	2			1	1		15
山本地域振興局 福祉環境部	新規	13	2							1						1	17
	再来	5						3									8
	計	18	2					3		1						1	25
秋田地域振興局 福祉環境部	新規	12									2						14
	再来	100								1							101
	計	112								3							115
由利地域振興局 福祉環境部	新規	9								2	2			1		2	16
	再来	36						3	2	1						1	43
	計	45						3	2	3	2			1		3	59
仙北地域振興局 福祉環境部	新規	4								2	4			2		1	13
	再来	18		1				2	3	5	6			2	1		38
	計	22		1				2	3	7	10			4	1	1	51
平鹿地域振興局 福祉環境部	新規	15	1							6	8				2		32
	再来	35	1					1		6	2				1		46
	計	50	2					1		12	10				3		78

4 相談の処理状況（実人員）

（単位：件）

区分	項目	受付件数	処理事項													計	指（延年度中）		年度末現在未処理人員				
			婦人保護施設に入所	自立	帰宅	帰郷	友人・知人	ステップハウス	入院	福祉事務所		婦人相談員へ移送・	他府県の婦人相談員へ移送・	他の関係機関へ移送	無断退所		助言・指導	その他	指延年度中	訪（再調査指導）延件数	一時保護	一時保護委託契約施設	その他
										母子生活支援施設	他の福祉施設												
女性相談所	来所	96	1	3	4	3	1	3		3	3				77		98	226	3				
	訪問																						
	電話	291													291		291	537					
	夜間・休日	143													143		143	344					
	Eメール	17													16	1	17	24					
	計	547	1	3	4	3	1	3		3	3				527	1	549	1,131	3				
女性相談員	900		2	1							2		1	894	2	902	1,857	23					
合計	1,447	1	5	5	3	1	3		3	3	2		1	1,421	3	1,451	2,988	26					
比率（%）		0.1%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%		0.2%	0.2%	0.1%		0.1%	98.2%	0.2%								

（注1）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

（注2）処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。

（注3）前年度末現在未処理人員：0件

5 結婚歴有無別・子ども有無別相談受付状況（実人員）

（単位：件）

区分	結婚歴 子どもの有無	未婚	有夫	離婚	死別	計
		有	7	277	55	18
女性相談所	無	122	58	6	4	190
	計	129	335	61	22	547
	有	1	516	152	3	672
女性相談員	無	93	125	9	1	228
	計	94	641	161	4	900
	有	8	793	207	21	1,029
合計	無	215	183	15	5	418
	計	223	976	222	26	1,447
	比率（%）	15.4%	67.4%	15.3%	1.8%	

（注）比率は、小数第二位を四捨五入。よって、比率の計が100%とならない場合がある。

6 年度別相談の推移

(1) 女性相談所

①経路別（実人員）

(単位：件)

経路別 年度	本人 自身 (1)	警 察 関 係 (2)	法 務 関 係 (3)	教 育 関 係 (4)	労 働 関 係 (5)	他 の 婦 人 相 談 所 (6)	他 の 婦 人 相 談 員 (7)	福 祉 事 務 所 (8)	他 の 相 談 機 関 (9)	社 会 福 祉 施 設 等 (10)	医 療 機 関 (11)	縁 故 者 ・ 知 人 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)
平成24年度	576	31	1	3			1	44	24	4	3	41		728
平成25年度	561	57	10	1		2	13	53	23	4	7	46	1	778
平成26年度	576	34	3			1	22	13	28	8	5	29	1	720
平成27年度	565	25	3	1			30	16	21	6	9	38	5	719
平成28年度	565	28	4	2		1	14	18	43	1	7	12	3	698
平成29年度	583	18	1	1			24	15	20	10	5	18	3	698
平成30年度	639	30	2	1			36	17	19	7	5	15	1	772
令和元年度	574	26	2	1		2	39	10	30	5	4	15		708
令和2年度	473	15	2				32	3	35	7	9	20	2	598
令和3年度	449	19					25	12	21	8	3	8	2	547

②主訴別

(単位：件)

主訴別			年度							令和元年度	令和2年度	令和3年度	
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
人 間 関 係	夫等	夫等の暴力	実人員 延件数	155 335	218 451	191 411	175 414	180 284	188 293	187 300	150 309	137 224	121 214
		薬物中毒・酒乱	実人員 延件数	1 1	3 4	1 1	3 4	4 5	1 1	6 7	3 3	1 1	3 4
		離婚問題	実人員 延件数	151 216	123 161	110 157	134 185	106 123	94 109	100 112	92 119	74 104	73 105
		その他	実人員 延件数	9 9	11 11	14 14	9 10	18 19	12 12	15 15	8 8	15 16	14 14
		子どもからの暴力	実人員 延件数	6 8	21 33	15 23	16 19	18 28	15 20	7 9	12 19	10 13	14 14
	子ども	養育困難	実人員 延件数	11 17	11 13	4 4	2 2	7 7	3 9	3 5	9 11	3 3	
		その他	実人員 延件数	17 17	7 9	17 19	11 12	27 27	23 23	16 17	28 30	18 18	13 15
		親の暴力	実人員 延件数	12 18	13 20	13 18	13 24	14 18	19 26	16 22	26 44	24 28	26 39
		その他の親族からの暴力	実人員 延件数	8 9	4 9	3 3	7 7	7 8	4 5	8 19	2 2	12 14	5 5
		その他	実人員 延件数	5 7	12 12	13 14	12 13	25 25	34 37	51 56	34 37	35 36	15 18
	交際相手	交際相手からの暴力	実人員 延件数	17 21	24 31	18 26	11 19	10 28	9 14	6 9	13 17	6 11	4 4
		生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	実人員 延件数			5 5	17 41	3 3	8 11	5 6	11 15	6 10	9 15
		同性の交際相手からの暴力	実人員 延件数										
		その他	実人員 延件数		1 1	5 6	1 1	3 3	4 4	3 3	5 7	2 2	3 3
		その他の者からの暴力	実人員 延件数	3 3	2 2	11 27	9 12	4 7	3 4	7 9	6 6	1 2	4 5
		男女問題	実人員 延件数	18 20	15 18	9 9	15 18	10 10	19 24	30 43	13 16	13 14	10 10
		ストーカー被害	実人員 延件数		15 23	16 32	11 12	3 3	5 5	16 21	1 1	4 4	3 3
		家庭不和	実人員 延件数	100 121	89 101	71 83	88 114	81 100	74 88	56 66	74 87	55 61	64 72
		その他	実人員 延件数	44 51	45 47	47 80	25 35	33 35	30 36	35 44	31 37	22 23	19 22
		経済関係	生活困窮	実人員 延件数	11 15	16 19	15 19	9 12	7 7	6 7	14 28	7 8	5 6
サラ金・借金	実人員 延件数		8 8	2 2	4 4	1 1	1 1	4 4	2 2	4 5	3 3	1 1	
求職	実人員 延件数		6 6	15 15	11 22	10 11	9 9	7 8	12 17	17 18	14 16	8 8	
その他	実人員 延件数		3 3	2 2	3 3	4 4	3 3	1 1	5 5	4 4	11 11	2 2	
病気	実人員 延件数		4 5	4 5	2 2	6 7	4 8	3 3	5 5	5 5	3 3	3 4	
医療関係	精神的問題	実人員 延件数	109 170	100 423	95 478	93 677	92 612	102 505	117 328	112 299	78 399	106 508	
	妊娠・出産	実人員 延件数	6 6	4 5	6 12	6 7		3 3	2 3	5 5	5 10	5 6	
	その他	実人員 延件数	6 6		2 2		2 2	2 2	5 7		10 10	1 1	
	住居問題	実人員 延件数	4 8	7 11	12 18	16 25	9 9	7 9	18 23	9 9	13 17	7 13	
帰住先なし	実人員 延件数	12 23	13 29	6 11	14 28	14 49	15 47	24 50	25 103	18 38	13 25		
	不純異性交遊	実人員 延件数	1 3	1 2	1 1	1 1	4 22	3 24	1 4	1 19			
売春強要	実人員 延件数	1 1							1 2				
	ヒモ・暴力団関係	実人員 延件数											
5条違反	実人員 延件数												
	人身取引	実人員 延件数											
計	実人員	728	778	720	719	698	698	772	708	598	547		
	延件数	1,107	1,459	1,504	1,715	1,455	1,334	1,235	1,245	1,097	1,131		

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

(単位：件)

処理別 年度	受付 件 数	処 理 事 項															計	延(年度 件中)指 数導	指(再掲) 延訪問 調査	年度末現在 未処理人員			
		入 婦 人 保 護 施 設 所 に 立 宅 郷 人 知 人 ス テ ッ プ ハ ウ ス 院	自 立 宅 郷 人 知 人	婦 人 保 護 施 設 所 に 立 宅 郷 人 知 人	友 人 知 人	入 院	福 祉 事 務 所		相 婦 人 相 談 員 へ 移 送 人	他 都 道 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送	他 の 関 係 機 関 へ 移 送	無 断 退 所	施 一 時 保 護 委 託 契 約	助 言 ・ 指 導	そ の 他	(18)				(19)	(20)	一 時 保 護	そ の 他
							母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設															
平成24年度	728 (618)	5 (1)	10 (2)	15 (3)				2							4 (4)	688 (609)	5 (1)	729 (620)	1,107 (871)		4 (2)		
平成25年度	778 (570)	2 (1)	9 (4)	17 (4)	24 (4)	2		1	3 (2)	3 (1)						717 (558)	2 (570)	780 (570)	1,411 (1,004)		2		
平成26年度	720 (521)	2 (2)	9 (1)	7 (2)	9 (2)	2		1	1 (1)	1 (1)						687 (516)	2 (521)	721 (521)	1,504 (1,024)		1		
平成27年度	719 (537)	1	2	5	8 (1)			2	2							697 (536)	1 (537)	718 (537)	1,715 (1,233)		2		
平成28年度	698 (518)	4 (1)	8	6	7 (1)	2	2	1	4				1			663 (514)		698 (516)	1,455 (1,083)		2		
平成29年度	698 (530)	1 (1)	6	4	5 (1)		1		5 (4)	1			1			673 (525)	2 (531)	699 (531)	1,333 (993)		1		
平成30年度	772 (589)	2	4	5	6		1	2	1 (1)	1 (1)						748 (589)		770 (589)	1,235 (902)	3	3		
令和元年度	708 (558)	1	2	5	8	1			5 (1)							687 (557)	1 (558)	710 (558)	1,245 (837)	5 (1)	1		
令和2年度	598 (458)		3	2	10				3							576 (458)	3 (458)	597 (458)	1,097 (828)	1	2		
令和3年度	547 (434)	1	3	4	3	1	3		3 (1)	3 (1)						527 (434)	1 (434)	549 (434)	1,131 (881)	3			

(注1) 下段()内は電話受付で再掲

(注2) 処理事項の件数には、前年度未処理人員分を含む。よって、受付件数と処理事項の計は一致しないことがある。

(注3) 前年度末現在未処理人員：2件

(2) 女性相談員

①経路別（実人員）

(単位：件)

経路別 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 機 関	労 働 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	他 の 婦 人 相 談 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 機 関	縁 故 者 ・ 知 人	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
平成24年度	819	12	2		1	45	16	96	47	13	13	21	4	1,089
平成25年度	769	22	2	1		47	13	102	73	9	9	27	1	1,075
平成26年度	609	14	3	1		24	16	70	43	4	11	32	1	828
平成27年度	706	7	2	1		13	12	65	30	1	12	26		875
平成28年度	672	12	1	3		27	9	65	30		1	17	1	838
平成29年度	643	8	3			7	3	60	21	3	9	12	9	778
平成30年度	653	13	2			7	4	55	33	2	23	18	1	811
令和元年度	721	4	1	1		13	11	31	45	11	10	30	3	881
令和2年度	765	3				15	12	38	42	13	13	13	2	916
令和3年度	774	5	1			10	7	35	25		8	29	6	900

②主訴別

(単位：件)

主訴別		年度		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
人 間 関 係	夫等の暴力	実人員	292	322	252	288	206	192	183	190	222	195	
		延件数	1,297	1,474	741	769	591	551	586	695	577	521	
		薬物中毒・酒乱	実人員	3	2	1	1	2			1	1	
			延件数	6	3	3	1	3			5	2	
	離婚問題	実人員	207	175	124	142	179	150	158	202	144	128	
		延件数	459	377	352	297	347	349	408	518	268	208	
	その他	実人員	13	12	11	14	26	23	22	33	38	76	
		延件数	35	26	17	32	56	68	88	73	74	138	
	子ども	子どもからの暴力	実人員	11	5	8	4	6	4	3	3	1	1
			延件数	47	26	22	5	13	5	5	8	1	3
		養育困難	実人員	4	14	5	5	8	3	3	2	6	16
			延件数	7	35	7	10	20	4	4	7	6	23
	その他	実人員	158	118	110	76	75	62	56	65	37	36	
		延件数	252	161	145	118	93	80	75	117	64	41	
	親族	親の暴力	実人員	11	4	8	11	12	12	10	11	12	10
			延件数	26	14	18	25	18	42	38	20	59	14
		その他の親族からの暴力	実人員	6	6	11	8	10	3	7	11	7	6
			延件数	11	7	27	15	21	7	32	25	12	7
	その他	実人員	40	25	20	31	16	36	28	37	33	29	
		延件数	123	59	48	68	33	54	64	44	61	46	
交際相手	交際相手からの暴力	実人員	5	12	5	4	2	3	6	5	5	2	
		延件数	13	29	22	6	7	10	16	6	8	8	
	生活の本拠を共にする交際相手からの暴力	実人員			1	11	6	1	2	7	6	1	
		延件数			3	28	12	2	9	83	15	21	
同性の交際相手からの暴力	実人員		1										
	延件数		1										
その他	実人員	9	4	2	6	4	2	4	1		5		
	延件数	15	5	3	14	5	2	6	2		7		
その他の者からの暴力	実人員	3	1	6			1	1		2	1		
	延件数	6	1	15			1	1		5	1		
男女問題	実人員	5	8	2	3	3	7	16	4	9	5		
	延件数	10	36	2	4	3	13	49	5	20	8		
ストーカー被害	実人員		2	2	1		1				1		
	延件数		6	27	1		1			2			
家庭不和	実人員	78	88	38	37	51	43	58	44	81	52		
	延件数	131	126	68	45	66	96	106	61	119	86		
その他	実人員	23	29	30	53	38	63	52	107	117	126		
	延件数	32	67	68	130	126	149	139	251	218	236		
経済関係	生活困窮	実人員	12	23	12	11	5	10	13	11	6	10	
		延件数	22	48	17	31	9	20	40	21	6	32	
	サラ金・借金	実人員	5	6	2		8	3	3	5		1	
		延件数	34	10	2		10	6	4	13		1	
求職	実人員	29	14	13	20	10	18	14	10	11	18		
	延件数	60	23	16	35	12	28	30	22	43	42		
その他	実人員	11	8	1	10	7	5	11	2	14	9		
	延件数	23	26	2	29	14	17	18	5	25	19		
医療関係	病	実人員	17	20	5	13	5	10	20	17	27	28	
		延件数	31	110	5	18	9	31	39	33	47	58	
	精神的問題	実人員	115	144	138	106	118	108	113	94	113	107	
		延件数	267	241	302	304	360	265	365	307	329	236	
妊娠・出産	実人員	10	6	7	3	5	1	4	1	3	5		
	延件数	14	16	34	9	5	2	4	1	7	8		
その他	実人員	7	1	1	2	2		4		6	11		
	延件数	11	1	1	2	2		4		12	23		
住居問題	実人員	13	20	13	13	28	17	19	18	13	18		
	延件数	31	270	35	41	44	44	58	74	35	47		
帰住先なし	実人員	2	5		1	6		1		1	4		
	延件数	4	29		1	45		1		2	23		
不純異性交遊	実人員				1								
延件数				1									
売春強要	実人員												
延件数													
ヒモ・暴力団関係	実人員												
延件数													
5条違反	実人員												
延件数													
人身取引	実人員												
延件数													
計	実人員	1,089	1,075	828	875	838	778	811	881	916	900		
	延件数	2,967	3,227	2,002	2,039	1,924	1,847	2,189	2,396	2,017	1,857		

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

③処理別

(単位：件)

処理別 年度	受付件数	処 理 事 項															計	年度末現在 未処理人員				
		入 婦 人 保 護 施 設 所 に	自 立	帰 宅	帰 郷	友 人 ・ 知 人	ス テ ッ プ ハ ウ ス	入 院	福祉事務所		相 談 員 へ 移 送 人	他 都 道 府 県 の 婦 人 相 談 員 へ 移 送	他 の 関 係 機 関 へ 移 送	無 断 退 所	施 一 時 保 護 委 託 契 約	助 言 ・ 指 導		そ の 他	延 (年 度 中) 指 導	指 (再 掲) 延 訪 問 調 査	一 時 保 護	そ の 他
									母 子 生 活 支 援 施 設	他 の 社 会 福 祉 施 設												
平成24年度	1,089										6		1			1,082	1,089	2,967	35			
平成25年度	1,075			1	1				1		7		2			1,062	1,075	3,227	37			
平成26年度	828		2						1		4					816	828	2,002	16			
平成27年度	875		1	1	5						7					861	875	2,039	2			
平成28年度	838		1		1				2		3	1				823	838	1,924	25			
平成29年度	778				1						2					759	778	1,847	6			
平成30年度	811		1	1					1		3					794	811	2,189	43			
令和元年度	881		3				1		1		8	1				863	881	2,396	40			
令和2年度	916		1	1	3				2		4					902	914	2,017	44		2	
令和3年度	900		2	1							2		1			894	902	1,857	23			

7 医学的判定・心理学的判定の状況

医学的判定 : 嘱託医(精神科)、職員同行による精神科・婦人科受診等により医学的側面から診断し、今後の必要な措置について検討する。

心理学的判定 : 心理職員が面接や心理的諸検査を行い、心理特性及びその問題を生み出した状況を把握し、必要に応じてカウンセリング等を行う。

令和3年度 医学的・心理学的判定実施状況

(単位:件)

項目		主訴別	人間関係					帰住先なし	計		
			夫等	子ども	親族	交際相手				家庭不和	
						夫等からの暴力	子どもからの暴力				親の暴力
来所・出張	心	カウンセリング等						1	1		
	理	心理検査						(13)	(13)		
一時保護	実	人員	10	1	4	1	1	1	3	21	
	医	精神科					1	1	1	3	
		産婦人科			1			1	(1)	(1)	2
		その他		1					(4)		(5)
	保	心	カウンセリング等					1	1	1	3
		理	実人員					1	1	1	3
			知能検査						1	1	2
			性格検査					2	3	2	7
			その他の心理検査					3	1	2	6
		同伴児面接									
		同伴児心理検査									

(注1) ()は延件数

(注2) 一時保護の実人員には一時保護委託を含む。

(注3) 主訴については、実績のあったもののみ計上。

Ⅲ 一時保護の状況

令和3年度の一時保護対象者は21人で、保護延べ日数は230日であった。そのうち、DV被害者が11人で全体の52.4%を占めている。

主訴別では、夫等の暴力が10人(47.6%)、親からの暴力が4人(19.0%)、帰宅先なし3人(14.3%)等であった。

また、同伴児は乳幼児6人、小中学生3人、同伴者はいなかった。
退所後の行先は、帰宅、帰郷、自立、母子生活支援施設等である。

1 一時保護の実績

(単位：件)

年度	内 訳 保 護 対 象 者	同伴児・者				計	合計	備考	
		就学開始 ～18歳未満	幼 児	乳 児	その他				
平成24年度		40	12	11	8	31	71		
		(624)	(126)	(305)	(169)	(600)	(1,224)		
	女性相談所	30	7	10	8	25	55		
		(529)	(92)	(301)	(169)	(562)	(1,091)		
一時保護委託	10	5	1		6	16			
		(95)	(34)	(4)		(38)	(133)		
平成25年度		62	16	32	4	1	53	115	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(6日)の保護を受託。
		(777)	(193)	(409)	(49)	(4)	(655)	(1,432)	
	女性相談所	48	11	24	2		37	85	
		(656)	(150)	(322)	(27)		(499)	(1,155)	
一時保護委託	14	5	8	2	1	16	30		
		(121)	(43)	(87)	(22)	(4)	(156)	(277)	
平成26年度		34	7	9	3	2	21	55	
		(439)	(105)	(82)	(46)	(20)	(253)	(692)	
	女性相談所	29	6	6	2	2	16	45	
		(405)	(101)	(64)	(41)	(20)	(226)	(631)	
一時保護委託	5	1	3	1		5	10		
		(34)	(4)	(18)	(5)		(27)	(61)	
平成27年度		24	11	12	1		24	48	女性相談所一時保護から一時保護委託となった1名(同伴児2名)については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は24名(同伴児・者24名)。
		(227)	(51)	(156)	(12)		(219)	(446)	
	女性相談所	21	5	12	1		18	39	
		(216)	(42)	(154)	(10)		(206)	(422)	
一時保護委託	4	6	1	1		8	12		
		(11)	(9)	(2)	(2)		(13)	(24)	
平成28年度		37	13	18			31	68	一時保護委託から女性相談所一時保護となった1名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は37名。
		(704)	(201)	(326)			(527)	(1,231)	
	女性相談所	34	12	14			26	60	
		(646)	(187)	(266)			(453)	(1,099)	
一時保護委託	4	1	4			5	9		
		(58)	(14)	(60)			(74)	(132)	
平成29年度		27	9	10	1	3	23	50	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(1日)の保護を受託。
		(543)	(82)	(59)	(64)	(39)	(244)	(787)	
	女性相談所	21	4	8	1	2	15	36	
		(477)	(52)	(45)	(64)	(32)	(193)	(670)	
一時保護委託	6	5	2		1	8	14		
		(66)	(30)	(14)		(7)	(51)	(117)	
平成30年度		25	2	6	2		10	35	一時保護委託から女性相談所一時保護となった1名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は25名。
		(339)	(7)	(71)	(44)		(122)	(461)	
	女性相談所	21	2	4	1		7	28	
		(261)	(7)	(40)	(29)		(76)	(337)	
一時保護委託	5		2	1		3	8		
		(78)		(31)	(15)		(46)	(124)	
令和元年度		23	10	12	4		26	49	一時保護委託から女性相談所一時保護となった2名については、女相と委託の実人員にそれぞれ計上。保護対象実人員は23名。
		(266)	(127)	(156)	(60)		(343)	(609)	
	女性相談所	16	2	6	1		9	25	
		(168)	(33)	(80)	(25)		(138)	(306)	
一時保護委託	9	8	6	3		17	26		
		(98)	(94)	(76)	(35)		(205)	(303)	
令和2年度		21	6	8	5		19	40	女性相談所では、他に児童福祉法第33条に基づく一時保護で児童1人(4日)の保護を受託。
		(252)	(77)	(102)	(95)		(274)	(526)	
	女性相談所	13	2	4	4		10	23	
		(147)	(24)	(50)	(61)		(135)	(282)	
一時保護委託	8	4	4	1		9	17		
		(105)	(53)	(52)	(34)		(139)	(244)	
令和3年度		21	3	5	1		9	30	
		(230)	(32)	(54)	(7)		(93)	(323)	
	女性相談所	15	1	1			2	17	
		(153)	(2)	(2)			(4)	(157)	
一時保護委託	6	2	4	1		7	13		
		(77)	(30)	(52)	(7)		(89)	(166)	

(注1) 女性相談所は女性相談所一時保護所での保護

(注2) 上段は実人員。下段()は保護日数

(注3) 保護対象者及び同伴児・者の実人員合計について、女性相談所一時保護と一時保護委託を連続して行った場合は、1件で計上

2 経路別

(単位：件)

経路別 年度	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	相 他 の 談 婦 所 人	相 他 の 談 婦 員 人	福 祉 事 務 所	機 他 の 相 関 談	施 社 会 福 等 社	医 療 機 関	知 縁 故 者 人・	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
平成24年度	8	20						10		1		1		40
平成25年度	8	34	5				1	12	1		1			62
平成26年度	11	14					1	5	2	1				34
平成27年度	7	9					1	6	1					24
平成28年度	8	15					1	8	3		1	1		37
平成29年度	2	10						8	4	2			1	27
平成30年度	6	13						5			1			25
令和元年度	5	10					2	4	2					23
令和2年度	3	8					5	4	1					21
令和3年度	4	10					3	4						21

3 主訴別

(単位：件)

主訴別 年度	人 間 関 係										経済関係				医療関係			住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係	5 条 関 係	人 身 取 引	計																
	夫 等 の 暴 力	酒 乱 ・ 薬 物 中 毒	離 婚 問 題	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 か ら の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	生 活 の 本 拠 を 共 に す る 交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他	男 女 の 問 題	そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	ス ト ー カ ー 被 害									家 庭 不 和	そ の 他	生 活 困 窮	サ ラ 金 ・ 借 金	求 職 の 他	病 の 問 題	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他							
平成24年度	28						1		2								1		1																						40
平成25年度	42	2			7				3								1																								62
平成26年度	24		2		1		1			1						2	2			1																					34
平成27年度	15		2		1		1			4																															24
平成28年度	22		3		3		1		1								3																								37
平成29年度	17						1		2	1					1																										27
平成30年度	11		1				1								1	2	2																								25
令和元年度	18						2			1																															23
令和2年度	12				1		1	2	1	2																															21
令和3年度	10				1		4		1	1							1																								21

(注) 「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」は平成26年度から計上

4 処理別

(単位：件)

項目 年度	婦人保護施設に入所 (1)	自立の(アパート等) への入居 (2)	帰(直近の住居へ) 親(実家・生家・) 族(住宅) (3)	友人・知人宅 (4)	ステツプハウス等 (5)	自費で利用できる (6)	病院へ入院 (7)	他の婦人相談所へ (8)	民間団体へ (9)	福祉事務所		入国管理局 (12)	大使館 (13)	帰国 (14)	無断退所 (15)	一時保護委託施設等 (16)	その他 (17)	計 (18)	年度末未処理件数 (19)	
										施設生活支援所 (10)	施設生活支援所 (11)									
平成24年度		5	9	16			1			2							3	36	4	
平成25年度	2	8	16	20	1		1			4	3			5				60	2	
平成26年度	2	9	7	10	1		1			1	1							1	33	1
平成27年度	1	2	5	9			3			2									22	2
平成28年度	4	8	6	7	2	2	1			4								1	35	2
平成29年度	1	6	4	5		1				5	1							3	26	1
平成30年度	2	4	5	6		1	2			1	1								22	3
令和元年度	1	2	5	8	1					5									22	1
令和2年度		3	3	9						3								1	19	2
令和3年度	1	3	4	3		3				3	3					1			21	

(注) 「年度末未処理件数」は「計」に含まない。

5 年齢別

(単位：件)

区分 年度	18歳未満	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
平成24年度	2		9	11	8	4	6		40
平成25年度		3	14	21	9	5	10		62
平成26年度			6	7	5	5	11		34
平成27年度			7	7	5	2	2	1	24
平成28年度	3		5	9	9	3	8		37
平成29年度	2		8	4	6	3	4		27

(単位：件)

区分 年度	15歳未満	18歳未満	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	75歳未満	75歳以上	不明	計
平成30年度			2	7	8	3	1		3	1		25
令和元年度			2	3	9	3	2	2		2		23
令和2年度			1	5	7	2	2	1	3			21
令和3年度			3	4	4	2	2		4	2		21

(注) 平成30年度から「年齢」の区分が変更になった。

6 地域別

(単位：件)

地域 年度	地域別												計
	秋田市	大館 鹿角	鷹巣 阿仁	能代 山本	南秋田	由利 本荘	大曲 仙北	横手 平鹿	湯沢 雄勝	他県	外国	その他	
平成24年度	18	3		4	3	4	1	1	1	3	1	1	40
平成25年度	27	3	2	3	11		4	2	2	8			62
平成26年度	19	1	2	1	3	1	1		1	5			34
平成27年度	12	1	1	2	4		1	2				1	24
平成28年度	20	2	1	1	5	4	1		1	2			37
平成29年度	13	2		2	2	1		1	3	3			27
平成30年度	11		2	1	4		2		1	4			25
令和元年度	9	2		3	2		1	2	2	2			23
令和2年度	6	2	2	3	1		1	1	1	4			21
令和3年度	12	3			1			3	1	1			21

(注) その他は住所不定者

7 令和3年度入所期間別人員の内訳

期間 入所者別	1～5日		6～10日		11～15日		16～20日		21～31日		32日以上		計		平均入所 日数 (b/a)
	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員	延日数	人員 a	延日数 b	
入所者総数	11	28			6	80			2	53	2	69	21	230	11.0
配偶者等からの暴力被害女性(再掲)	6	15			3	37			1	22	1	35	11	109	9.9
上記以外の者(再掲)	5	13			3	43			1	31	1	34	10	121	12.1
同伴児・者	乳児		1	7									1	7	7.0
	幼児	1	2			4	52						5	54	10.8
	小学生	1	2			2	30						3	32	10.7
	中学生														
	義務教育 終了児														
	18歳 以上														
	計	2	4	1	7	6	82							9	93

IV 配偶者暴力相談支援センターの概要

1 配偶者暴力相談支援センターの設置状況

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づき、平成14年度に設置された。主な業務内容及び現在の設置状況は次のとおりである。

①業務内容

- ・相談及び相談機関の紹介
- ・被害者及びその同伴家族の一時保護（※）
- ・保護命令制度の利用についての情報提供、その他の援助
- ・心理相談、その他必要な指導（※）
- ・自立生活を促進するための情報提供、その他の援助
- ・被害者を居住させ、保護する施設の利用についての情報提供、その他の援助

（※）は、女性相談所のための業務内容

②配偶者暴力相談支援センター一覧

所在地	電話番号 FAX番号	相談業務 日 時	女性相談員の 配置	
秋田県女性相談所 〒010-0864 秋田市手形住吉町4-26	女性 ダイヤル 相談	018-835-9052	(来所相談) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く) (電話相談) 月～金 8:30～21:00 土日祝日 9:00～18:00 (年末年始除く)	○
		0120-783-251 (県外、携帯電話不可)		
	FAX	018-832-2534		
	E-mail	jyosou@pref.akita.lg.jp		
秋田県北福祉事務所 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	電話	0186-52-3951	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○
	FAX	0186-52-3911		
秋田県山本福祉事務所 〒016-0815 能代市御指南町1-10	電話	0185-55-8020	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○
	FAX	0185-53-4114		
秋田県中央福祉事務所 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	電話	018-855-5175	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○
	FAX	018-855-5160		
秋田県南福祉事務所 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	電話	0182-32-3294	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)	○
	FAX	0182-32-3389		
秋田県中央男女共同参画センター (ハーモニー相談室) 〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8	電話	018-836-7846	(電話相談) 月～土 10:00～17:00 (面接相談) 月～金 10:00～17:00 (祝日・年末年始除く)	
	FAX	018-836-7854		
	E-mail	akitawmc@alpha.ocn.ne.jp		

2 配偶者暴力相談支援センターの相談受付状況（延人員）

（1）相談件数

（単位：件）

区分 年度	合計 (A)	女性	男性	合計 (B)	加害者との関係					
					配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする	
					届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
平成24年度	1,018	1,017	1	1,018	845	13	1	159		
平成25年度	1,022	1,020	2	1,022	814	67	1	139	1	
平成26年度	922	914	8	922	737	24	5	141	12	3
平成27年度	844	839	5	844	696	12	2	110	21	3
平成28年度	664	660	4	664	587	1		63	10	3
平成29年度	606	602	4	606	535	11		54	6	
平成30年度	649	638	11	649	554	4		77	14	
令和元年度	933	926	7	933	717	35		104	52	25
令和2年度	674	661	13	674	544	3		94	15	18
令和3年度	916	914	2	916	794	5		89	28	
内訳	来所	345	344	1	345	263			59	23
	電話	560	560		560	522	5		29	4
	その他	11	10	1	11	9			1	1

（注）「生活の本拠を共にする」の事項は平成25年度（平成26年1月）から

（2）各配偶者暴力相談支援センター別相談件数

（単位：件）

区分 年度	女性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	合計
平成24年度	204	92	46	264	217	195	1,018
平成25年度	265	110	40	259	224	124	1,022
平成26年度	359	86	18	136	174	149	922
平成27年度	392	67	39	105	121	120	844
平成28年度	253	71	24	128	103	85	664
平成29年度	236	74	20	95	103	78	606
平成30年度	235	66	35	77	135	101	649
令和元年度	255	127	23	91	304	133	933
令和2年度	211	70	24	54	164	151	674
令和3年度	452	66	20	77	155	146	916
内訳	来所	89	56	15	33	98	345
	電話	358	10	5	43	57	560
	その他	5			1	5	11

(3) DV防止法に基づく対応等

(単位：件)

年度	区分	女性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	合計
平成24年度	14条2項	11	3	1	5	1	1	22
	14条3項							
	6条通報	21	6	1	19	5	10	62
平成25年度	14条2項	20	2	2	3	5		32
	14条3項							
	6条通報	32		1	14	3	9	59
平成26年度	14条2項	18	3	1		2		24
	14条3項							
	6条通報	33			4	1		38
平成27年度	14条2項	11		2		2		15
	14条3項							
	6条通報	33					3	36
平成28年度	14条2項	1	2	1				4
	14条3項							
	6条通報	17				3	4	24
平成29年度	14条2項	8	1	1		3		13
	14条3項							
	6条通報	17				3		20
平成30年度	14条2項	1	1	3		2		7
	14条3項							
	6条通報	20				2	4	26
令和元年度	14条2項	4		2				6
	14条3項							
	6条通報	24	1			2	14	41
令和2年度	14条2項	2	1	1		2		6
	14条3項							
	6条通報	28	5	1			7	41
令和3年度	14条2項	2	1					3
	14条3項							
	6条通報	13	1				18	32

(注)「DV防止法」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

「14条第2項」は、保護命令申立に伴う裁判所への書面提出

「14条第3項」は、保護命令申立に伴う提出書面に関する裁判所への更なる説明

「6条通報」は、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者による通報

(4) 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

(単位：件)

区分 年度	合計 (A)			合計 (B)											
	女性	男性		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	インドネシア語	ビコル語	ウクライナ語	ネパール語	
平成24年度	4	4		4			3		1						
平成25年度	30	30		30	9		1	2	3	15					
平成26年度	7	7		7	6		1								
平成27年度	6	6		6			6								
平成28年度	4	4		4	1					3					
平成29年度	14	14		14	1		10		2			1			
平成30年度	8	8		8			5		3						
令和元年度	23	23		23			6		2					15	
令和2年度	3	3		3			1		1						1
令和3年度	1	1		1											
内訳	来所	1	1	1			1								
	電話														
	その他														

(5) 障害を持つ被害者からの相談件数

(単位：件)

区分 年度	合計 (A)			合計 (B)	身体障害						その他の障がい	
	女性	男性		知的・精神障害	小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語等・そしゃく機能の障害	肢体不自由	その他の身体障害		
平成24年度	32	32		32	18	14					14	
平成25年度	59	59		59	57	2	1			1		
平成26年度	22	22		22	22							
平成27年度	36	35	1	36	34	2		2				
平成28年度	30	30		30	28	2				1	1	
平成29年度	13	13		13	13							
平成30年度	26	26		26	25	1				1		
令和元年度	44	44		44	43	1				1		
令和2年度	25	25		25	24							1
令和3年度	234	234		234	234							
内訳	来所	4	4	4	4							
	電話	230	230	230	230							
	その他											

(6) 交際相手からの暴力に関する相談件数

(単位：件)

区分 年度	合計	女性	男性	通報
平成24年度	39	38	1	5
平成25年度	27	27		14
平成26年度	19	19		4
平成27年度	11	11		1
平成28年度	16	16		
平成29年度	12	11	1	
平成30年度	8	8		
令和元年度	16	16		2
令和2年度	5	5		
令和3年度	5	5		

(7) ストーカー行為等に関する相談件数

(単位：件)

区分 年度	合計	女性	男性
平成25年度	6	6	
平成26年度	25	25	
平成27年度	11	11	
平成28年度	8	6	2
平成29年度	6	6	
平成30年度	11	11	
令和元年度			
令和2年度	7	7	
令和3年度	5	5	

(注) 当該事項は平成25年度(平成26年1月)から

V 各事業の実施状況

1 令和3年度出張心理相談実施状況

各地域で女性が抱える悩みについて心理相談に応じるため心理職員が出張相談を実施している。
なお、令和3年度は地域振興局福祉環境部（7か所）において、各2回の実施を計画したが、全て中止となった。

2 令和3年度配偶者暴力相談支援ネットワーク会議開催状況

相談のうち配偶者からの暴力の割合は依然高く（P11参照）、相談内容も多様化してきている。被害者の自立支援には適切で速やかな援助が必要であり、関係機関相互の共通意識と緊密な連携を図るため、ネットワーク会議を開催している。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から開催中止とした。

3 関係機関連携及び啓発活動

女性相談・DV対策等の事業に関する情報を提供し、婦人保護事業について理解を得るため、関係機関等からの要請に応じて、次のとおり職員による講義、講演を実施した。

内 容	対 象	人 数
秋田県警察本部 警察安全相談実務専科	各警察署相談部門 担当職員他	14
(公社) 秋田被害者支援センター 「被害者支援ボランティア養成講座」	講座受講生他	8
秋田県公認心理師・臨床心理士協会 秋田県公認心理師・臨床心理士協会 福祉領域委員会研修会	会員	25
合 計		47

VI 陽光園(婦人保護施設)の概要

1 陽光園の概要

名 称 秋田県陽光園
設置主体 秋田県
経営主体 社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会

所 在 地 秋田市手形住吉町4番26号
秋田県母子福祉総合センター内
TEL 018-834-0906

沿 革 昭和33年 6月 1日 : 婦人相談所に婦人保護施設「秋田県陽光園」が併設され業務開始。
収容定員30名。
昭和48年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子福祉連合会が県から同施設の経営を受託。
昭和52年 6月10日 : 秋田県母子福祉総合センター新築に伴い同所に移転。
平成14年11月29日 : 収容定員を16名に変更。
平成18年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」の指定を受け、施設運営を受託。
平成23年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再指定。
平成28年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再々指定。
令和 3年 4月 1日 : 社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会が「指定管理者」に再々指定。

施設規模 女性相談所の項参照 (P2)

収容定員 16名

職員構成 (令和4年4月1日現在) (単位:人)

園 長	事務員	指導員	調理員	専任当直員	嘱託医	計
1	1	2	2(1)	(2)	(1)	6(4)

注) () 内は非常勤職員。外書

業務内容 性行又は環境により転落し又は転落のおそれのある者、配偶者等の暴力から避難する必要のある者、及び家庭環境の破綻や生活困窮など正常な社会生活を営むことが困難な者等で、現に保護援助を必要とする状態にある者を保護し、社会生活に適應するために必要な生活支援及び就労支援を行うことにより、その自立を支援する。

1) 生活支援

健全な社会人としての基本的な生活習慣を身につけるように支援する。

(手工芸・保健衛生等)

2) 就労支援

個々の能力、適性、健康状態を考慮しながら労働意欲の助長、社会適應能力の開發と経済的自立の基礎作りを支援する。

園内作業 (就労前支援)

園外支援 (就労支援)

3) 関係機関との連携

婦人保護事業の範囲内で解決できない問題については、関係機関、民間団体と連携し、問題解決を図る。

2 入園者の状況

(1) 入・退園者状況

(単位：人)

処理別 年度	年度初在園人員	入園人員	退園人員	処 理 状 況						在園者の延人員	年度末在園人員
				就 職	結 婚	帰 宅	移他の 機 関 送へ	そ の 他	計		
平成24年度											
平成25年度		2 (2)	1 (1)					1 (1)	1 (1)	462 (462)	1 (1)
平成26年度	1 (1)	2 (1)	2 (1)			2 (1)			2 (1)	471 (457)	1 (1)
平成27年度	1 (1)	1	1 (1)				1 (1)		1 (1)	312 (29)	1
平成28年度	1	3 (2)	2 (1)	1		1 (1)			2 (1)	517 (43)	2 (1)
平成29年度	2 (1)	2	4 (1)	1		2	1	(1)	4 (1)	629 (264)	
平成30年度		2		1					1	482	2
令和元年度	2	2	2	2					2	1,041	2
令和2年度	2		1					1	1	477	1
令和3年度	1	1							2	508	2

(注) () 内は同伴児で、別掲

(2) 令和3年度 月別入・退園者状況

(単位：人)

種 別 年 月	入園人員	退園人員	月末現在人員	入園延人員
前年度末			1	
3年 4月			1	30
3年 5月			1	31
3年 6月			1	30
3年 7月			1	31
3年 8月			1	31
3年 9月			1	30
3年10月			1	31
3年11月	1		2	52
3年12月			2	62
4年 1月			2	62
4年 2月			2	56
4年 3月			2	62
計	1		17	508

(注) () 内は同伴児で、別掲

(3) 入園の理由

(単位：件)

区分 年度	夫の 暴力	離婚 問題	親の 暴力	子ども の暴力	病気・障害 (知的障害)	精神的 問題	帰住先 なし	家庭 不和	不純異 性交遊	売春 強要	計
平成24年度											
平成25年度	2										2
平成26年度	3										3
平成27年度	2										2
平成28年度	2						1		1		4
平成29年度							3		1		4
平成30年度	1						1				2
令和元年度	1		1				2				4
令和2年度	1						1				2
令和3年度			1				1				2

(4) 年 齢

(単位：人)

区分 年度	18～20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	計
平成24年度							
平成25年度		1	1				2
平成26年度		1	2				3
平成27年度			2				2
平成28年度	1	1	1	1			4
平成29年度	3		1				4
平成30年度		2					2
令和元年度	1	3					4
令和2年度	1	1					2
令和3年度	1	1					2

(5) 学 歴

(単位：人)

区分 年度	中学校卒	高校中退	高校卒	専 門 学校卒	大学中退	大卒	計
平成24年度							
平成25年度		2					2
平成26年度		1	1		1		3
平成27年度		1	1				2
平成28年度		1	3				4
平成29年度	1	2	1				4
平成30年度		1	1				2
令和元年度		2	2				4
令和2年度		1	1				2
令和3年度		1	1				2

(6) 入園前の職業

(単位：人)

区分 年度	無職		会社員	パート	介護職	自営業	専業主婦	計
	平成24年度							
平成25年度				2				2
平成26年度				1	1		1	3
平成27年度				2				2
平成28年度	2			2				4
平成29年度	4							4
平成30年度	2							2
令和元年度	3		1					4
令和2年度	2							2
令和3年度	2							2

(7) 婚姻等の状況

(単位：人)

子どもの 有無 年度	未婚		配偶者		離婚		死別		計	
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
	平成24年度									
平成25年度			2						2	
平成26年度			2		1				3	
平成27年度			1		1				2	
平成28年度		1	1		2				3	1
平成29年度		3			1				1	3
平成30年度		1	1						1	1
令和元年度		3	1						1	3
令和2年度		1	1						1	1
令和3年度		2								2

(8) 在園期間

(単位：人)

区分 年度	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	計
	平成24年度				
平成25年度	1	1			2
平成26年度	2		1		3
平成27年度		1	1		2
平成28年度	2	1	1		4
平成29年度	2		2		4
平成30年度		2			2
令和元年度	1	1	2		4
令和2年度		1	1		2
令和3年度		1		1	2

3 一時保護の受託実績

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）及び「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日付け雇児福発第0401001号）に基づき、DV防止法第3条第3項の規定により委託された一時保護の件数。

(単位：人)

内 訳 年 度	保 護 対 象 者	同 伴 児 ・ 者					合 計	備 考
		就学開始 ～18歳未満	幼 児	乳 児	そ の 他	計		
平成24年度	1 (2)						1 (2)	
平成25年度	2 (9)						2 (9)	
平成26年度								
平成27年度	1 (2)		1 (2)	1 (2)		2 (4)	3 (6)	
平成28年度								
平成29年度								
平成30年度								
令和元年度								
令和2年度								
令和3年度								

(注) 上段は実人員。下段（ ）は延日数

4 苦情受付状況

(単位：件)

区 分 年 度	受 付 状 況				
	来 所	書 面 (投書)	電 話	そ の 他	計
平成24年度					
平成25年度					
平成26年度					
平成27年度					
平成28年度					
平成29年度					
平成30年度					
令和元年度					
令和2年度					
令和3年度					

令和4年度 女性相談の概要

印刷発行 令和4年7月
発行者 秋田県

〒010-0864
秋田県秋田市手形住吉町4番26号
秋田県女性相談所
電話 018-832-2534 (ファックス共用)